



# かながわ工賃アップ推進プラン

～障がい者がその人らしく地域で生き生きと暮らすために～

( 第5期 令和3年度～令和5年度 )



令和4年1月

神奈川県PRキャラクター  
かながわキンタロウ

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

# 目次

1	経緯	1
2	第5期プランの概要	2
	(1) 趣旨	2
	(2) 根拠	2
	(3) 対象事業所	2
	(4) 対象期間	2
3	第5期プラン作成にあたる現状と課題	3
	(1) 第4期プランの達成状況	3
	(2) 現状分析	7
	(3) プラン作成に向けての基本的な視点	13
4	令和5年度までの目標	15
	(1) 目標工賃の設定	15
	(2) その他の目標	16
5	令和5年度までの具体的な取組	17
	(1) 対象事業所への支援の取組	17
	(2) 企業等から対象事業所への発注を促す取組	18
	(3) 行政から対象事業所への発注を促す取組	18
	(4) その他工賃向上に関する取組	18
6	進行管理	19
	(1) 各年度	19
	(2) 3か年	19
	【参考】 かながわ工賃アップ推進検討会構成員	20
	【参考様式】 工賃向上計画書	21

## 1 経緯

障がい者が地域で生き生きとした生活を送るため、できる限り一般就労につながるように、また、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するよう、これまで様々な支援の強化に取り組んできています。

平成19年2月に政府が公表した「成長力底上げ戦略」において、障がい者の一般雇用に向けた就労支援を行うとともに、障がい者がその有する能力及び適性に応じた働き方ができるよう福祉的就労の底上げを図ることとされたことから、県では、「工賃倍増5か年計画」として「かながわ工賃アップ推進プラン（第1期）」を作成し、工賃を引き上げるための事業を実施しました。

その後、平成24年4月に、国は、これまでの取組を検証・整理した上で、効果的な工賃向上へ向けた取組の推進を図るため、各都道府県と事業所が「工賃向上計画」を作成するとした「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（以下「指針」という。）を示しました。

これを受けて、県では、「工賃向上計画」として、平成24年度以降は3年毎に「かながわ工賃アップ推進プラン（第2期～第4期）」を策定するとともに、共同受注窓口組織の設置や発注に貢献した企業表彰、研修会等の事業を実施し、工賃向上に向けた支援に取り組みました。

この間、働く障がい者の経済的な自立の促進を図るため、平成25年4月1日に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」が施行され、国や地方公共団体等は、調達目標を定めた調達方針を作成し、障害者就労施設等から積極的・優先的に物品や役務を調達することとされました。令和2年7月17日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本指針においても、障害者就労施設等からの物品等の調達を着実に推進するとされています。

また、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において「平均工賃月額」に応じた報酬体系が創設され、工賃・賃金向上を更に促進することとされました。さらに、令和3年度報酬改定においては、新たに「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系が新設されるとともに、「平均工賃月額」に応じた基本報酬の区分が7段階から8段階に細分化され、よりきめ細かく工賃実績が基本報酬に反映されることとなりました。

このような取組を進めることで、平成24年度以降、県内の平均工賃月額は増加傾向となっていました。令和2年1月頃からは、新型コロナウイルス感染症の流行による事業所の生産活動や工賃への大きな影響が課題となっています。

令和3年3月10日には、国の指針が改定され、引き続き都道府県と事業所が「工賃向上計画」を作成することとされたことを踏まえ、県では、工賃向上のための更なる取組を推進するため、「かながわ工賃アップ推進プラン（第4期）」の改定を行い、次期「工賃向上計画」として「かながわ工賃アップ推進プラン（第5期）」を作成します。

## 2 第5期プランの概要

県は、SDGsの趣旨も踏まえながら、工賃向上計画を作成します。

### 〔SDGs（持続可能な開発目標）〕

2015年9月、ニューヨークの国連本部において「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals 略称SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。日本政府も2016年5月20日に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「持続可能な開発目標推進本部」を設置、同12月22日には「SDGs実施指針」を策定、2019年12月に改定を行い、その中で各地方自治体は「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」とされています。

### （1）趣旨

障がい者が工賃の向上を通じて地域で生き生きと「その人らしく暮らす」とともに、障がい者の地域生活を支える場のひとつとなっている事業所が、持続的に生産活動を充実させ、支援力を高めることを目指します。

### （2）根拠

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（平成24年4月11日付け障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。令和3年3月10日一部改正。以下「指針」という。）

### （3）対象事業所

県内すべての就労継続支援B型事業所

（就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センター等のうち、「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃向上に意欲的に取り組む事業所は、当該プランに基づき実施する事業の支援対象とします。）

※ 就労継続支援B型事業所は、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、基本報酬等が見直され、新たに「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系が創設されましたが、本計画の対象事業所については、指針に合わせすべての就労継続支援B型事業所を対象とします。

### （4）対象期間

令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

### 3 第5期プラン作成に当たる現状と課題

#### (1) 第4期プランの達成状況

第5期プランの作成に当たっては、第4期プランにおける目標の達成状況を点検・評価し、現状と課題を明らかにする必要があります。

第4期プランにおける目標設定については、目標工賃（月額及び時間額）の設定に加え、第4期プランの目的に沿った対象事業所の取組状況进行评估するため、その他の目標も設定しました。

#### ア 目標工賃の達成状況

第4期プランにおける目標工賃の設定については、指針に基づき、利用者のサービス利用に違いがあることを考慮し、月額とともに時間額の目標を設定することとしました。また、目標の設定に当たっては、第3期プラン策定時点（平成27年4月1日時点）で障害福祉サービスの指定を受けていた対象事業所について、計画期間（平成27年度から平成29年度）の工賃実績（月額及び時間額）の平均伸び率を算出し、その平均伸び率（月額2.2%・時間額2.0%）により平成30年度から令和2年度まで毎年度持続して、工賃を向上させることを目指しました。

目標工賃については、平成30年4月1日時点における就労継続支援B型事業所（469事業所）のうち、318事業所が月額で目標を設定し、151事業所が時間額で目標を設定しました。

なお、目標工賃の達成状況については、指針を踏まえ、平成30年4月1日時点に工賃向上計画を作成し、目標工賃を設定した事業所（月額318事業所・時間額151事業所）の状況比較により、点検・評価します。

#### (ア) 目標設定事業所における平均工賃（月額）の達成状況

平均工賃（月額）における目標の達成状況は、平成30年度及び令和元年度は目標を達成しましたが、令和2年度は目標を達成できませんでした。

達成できなかった理由としては、新型コロナウイルス感染症流行の影響により①生産活動収入が落ち込んだこと②事業所の休止等により一月当たりのサービスの利用日数が少ない利用者が増加したことが考えられます。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標	14,356円	14,672円	14,995円
実績	14,711円	14,931円	14,359円
事業所数※	304事業所	296事業所	295事業所

※ 事業所の廃止により、目標設定時から事業所数が減少しています。

(イ) 目標設定事業所における平均工賃（時間額）の達成状況

平均工賃（時間額）における目標の達成状況については、3か年とともに目標を達成しました。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標	199円	203円	207円
実績	223円	237円	240円
事業所数*	150事業所	148事業所	144事業所

※ 事業所の廃止により、目標設定時から事業所数が減少しています。

イ 「その他の目標」の取組状況

工賃額以外の指標で第4期プランの目的に沿った対象事業所の取組状況を評価するために設定した、3つの「その他の目標」の取組状況について、参考とする指標の推移を検証します。

「その他の目標」の取組状況についても、目標工賃と同様に、指針を踏まえて、平成30年4月1日時点の対象事業所（月額318事業所・時間額151事業所）の状況比較により、点検・評価します。

(ア) サービス提供の充実

新規のサービス利用希望者に応えるとともに、既存のサービス利用者への支援を充実させる取組を評価するため、工賃支払対象者数の推移を、サービス提供の充実の状況を計る指標としました。

平成30年4月1日時点の対象事業所の状況比較で、各年度における工賃支払対象者数の推移を見ると、目標工賃の設定を月額とした事業所については平成30年度から令和元年度は横ばい、令和2年度に減少しています。目標工賃の設定を時間額とした事業所については、毎年減少となっています。このことから、サービス提供体制については減少傾向であると評価できます。減少の要因としては、新型コロナウイルス感染症流行の影響で通所日数や時間数が減少したことが考えられます。

〈参考とする指標〉工賃支払対象者数の推移

(a) 工賃実績<月額>における工賃支払対象者延べ人数（利用者の利用日数の合計）の推移

[対象事業所全体の実績の推移]

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	月額	時間額	月額	時間額	月額	時間額
H30. 4. 1時点	124,589人	454	123,844人	444	121,610人	439
目標設定	83,641人	304	83,701人	296	81,772人	295
	40,948人	150	40,143人	148	39,838人	144
全事業所	126,424人	485	131,575人	512	136,967人	545

(b) 工賃実績<時間額>における工賃支払対象者延べ人数（利用者の利用  
時間数の合計）の推移

[対象事業所全体の実績の推移]

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		事業所		事業所		事業所	
H30.4.1時点	8,922,711人	454	8,686,881人	444	8,244,531人	439	
目標設定	月額	6,284,193人	304	6,175,555人	296	5,760,901人	295
	時間額	2,638,518人	150	2,511,326人	148	2,483,630人	144
全事業所	9,056,441人	485	9,181,207人	512	9,148,443人	545	

(イ) 生産活動の充実

工賃支払対象者数の変動により増減が生じる平均工賃実績とは別に、対象事業所の努力を適切に評価するため、工賃支払総額の推移を、生産活動の充実の状況を計る指標としました。

平成30年4月1日時点の対象事業所の状況比較で、各年度における工賃支払対象者数の推移を見ると、令和元年度の1事業所当たりの工賃支払総額は増加していますが、令和2年度は減少し、平成30年度とほぼ同額となっています。このことから生産活動の充実については、ほぼ横ばいの状況と評価できます。

〔参考とする指標〕工賃支払総額\*の推移

[対象事業所全体の実績の推移]

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		事業所		事業所		事業所	
H30.4.1時点	181,874万円	454	184,543万円	444	177,052万円	439	
目標設定	月額	123,043万円	304	124,976万円	296	117,414万円	295
	時間額	58,830万円	150	59,567万円	148	59,637万円	144
全事業所	185,797万円	485	198,925万円	512	198,836万円	545	

[対象事業所1事業所当たりの平均実績の推移]

【1事業所当たり】	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		事業所		事業所		事業所	
H30.4.1時点	400万円	454	415万円	444	403万円	439	
目標設定	月額	404万円	304	422万円	296	398万円	295
	時間額	392万円	150	402万円	148	414万円	144
全事業所	383万円	485	388万円	512	364万円	545	

※ 万円未満切捨てとしたため、H30.4.1時点事業所の工賃支払総額の合計が合わない場合がある。

(ウ) 一般就労への支援

工賃向上の取組により、一般就労に必要な知識や能力を高め、一般就労への移行を支援することも重要であることから、対象事業所の退所者のうち一般就労への移行者数を一般就労への支援の評価指標としました。

各年度における就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数は、福祉施設利用者の一般就労移行等の実績に関する調査を見ると、年度により増減はありますが、継続的に一般就労への支援が行われていると評価できます。

〈参考とする指標〉 一般就労への移行者数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般就労への移行者数	117人	209人	168人

【福祉施設利用者の一般就労等の実績に関する調査】

1 調査概要

神奈川県障がい福祉計画の進捗状況の把握及び次期計画策定に向けた基礎資料とするため、福祉施設利用者の一般就労移行等の実績を把握することを目的とした調査です。

2 調査対象

就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、生活介護、就労定着支援のいずれかの事業を行う事業所



**(2) 現状分析**

第5期プランの作成に先立ち、県では対象事業所の生産活動の課題を検証することを目的に、第1期～第4期プラン作成時と同様の調査項目でアンケート調査を実施しました。

**【アンケート調査の概要】**

対象事業所数：554事業所（令和3年2月1日現在）  
 調査時期：令和3年3月17日～令和3年4月9日  
 有効回答数：344事業所（有効回答率62.1%）

	平成26年度	平成29年度	令和2年度
対象事業所数	373	457	554
有効回答数	232	198	344
有効回答率	62.2%	43.3%	62.1%

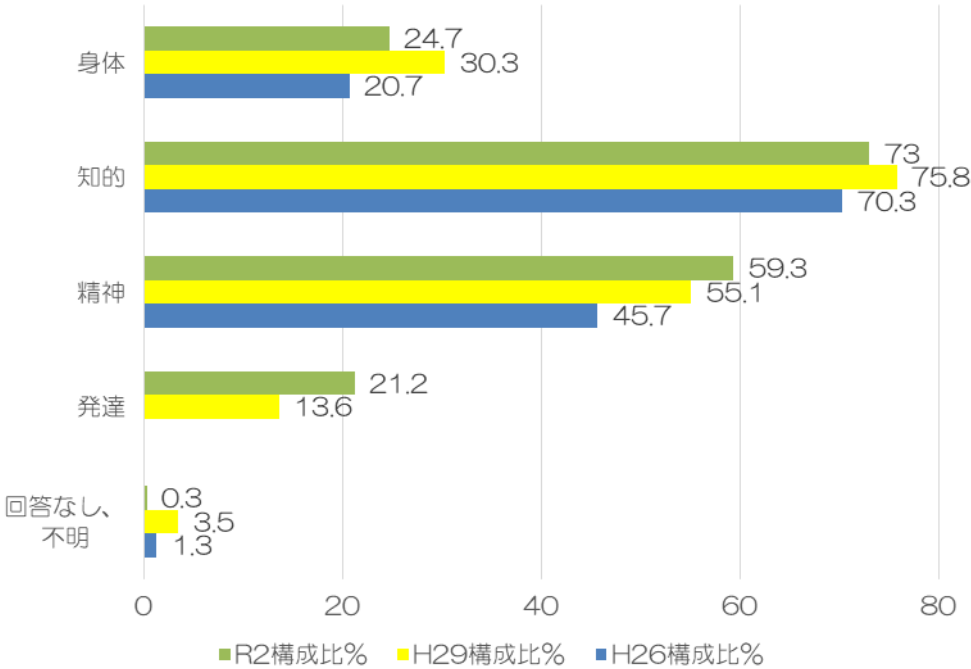
なお、調査結果については、「工賃向上計画に係るアンケート調査結果報告書（令和3年9月神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課）」として、別途取りまとめています。

**【調査結果】**

**ア 事業所の対象者の主たる障がい**

利用者の主たる障がいは、「知的」の割合が最も多くなっています。また、「精神」及び「発達」を対象としている事業所は増加しています。

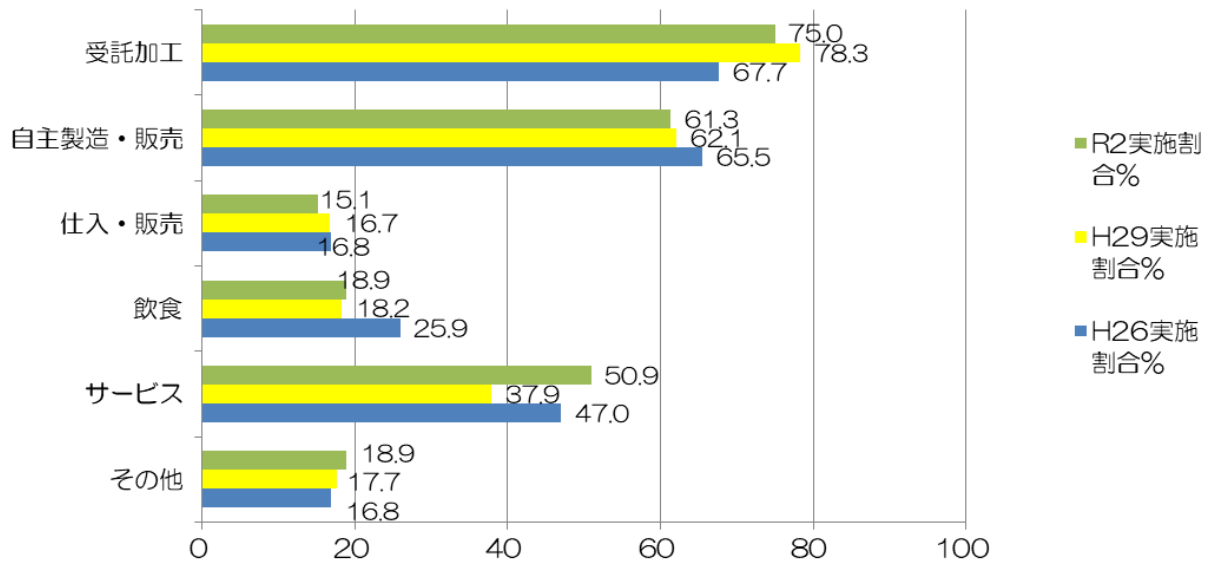
図表1 事業所の対象者の主たる障がい（複数回答）



## イ 生産活動の種類

多くの対象事業所が受託加工や自主製品の製造・販売に取り組んでいます。複数の生産活動を組み合わせて取り組んでいる事業所も多く、平均すると1事業所あたり2～3種類の生産活動を行っています。

図表2 生産活動の種類（複数回答）

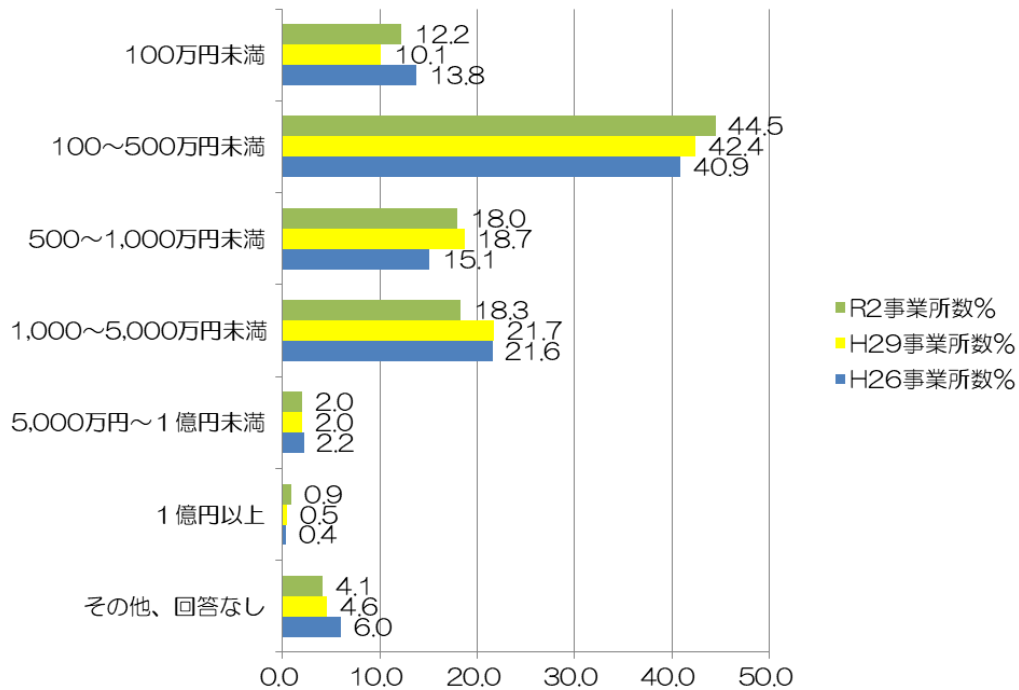


	平成29年度	令和2年度	増減	具体の活動内容例
受託加工	78.3%	75.0%	△3.3	部品・商品の作成・加工・組立・梱包、印刷、封入・封緘
自主製造・販売	62.1%	61.3%	△0.8	パン、菓子、弁当・惣菜、農産品、生活雑貨等の製造・販売等
仕入・販売	16.7%	15.1%	△1.6	菓子、飲料、農産品、売店運営
飲食	18.2%	18.9%	+0.7	レストラン、喫茶店等の飲食店
サービス	37.9%	50.9%	+13.0	清掃、除草、クリーニング、洗車、ポスティング、入力

### ウ 生産活動による収入

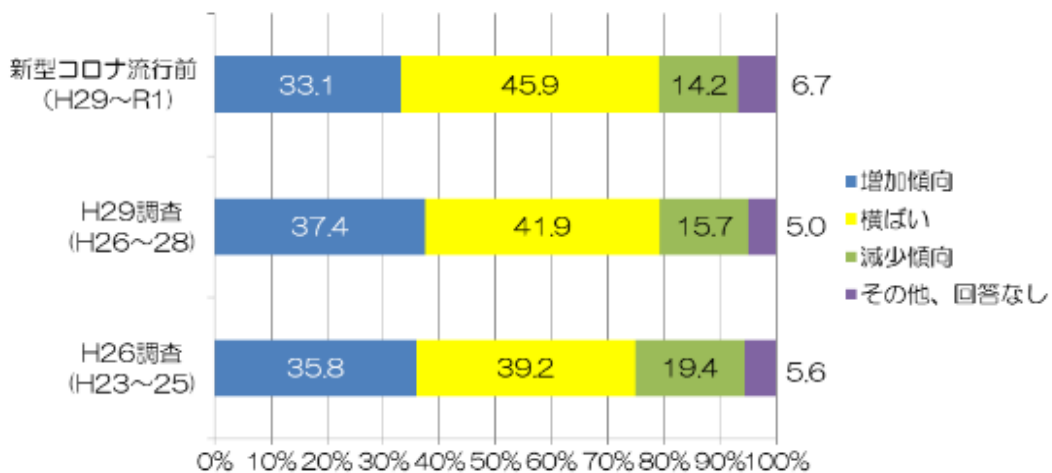
生産活動による収入額は、「100～500万円未満」の割合が最も高く、次に「1,000～5,000万円未満」が続きます。

図表3 生産活動による収入



生産活動による収入額の推移は、前回調査と比べて、増加傾向の割合（33.1%（△4.3ポイント））及び減少傾向の割合（14.2%（△1.5ポイント））は減少しているのに対して、横ばいの割合が増加（45.9%（+4.0ポイント））しており、新型コロナウイルス感染症流行前の生産活動収入は安定していたと考えられます。

図表4 生産活動による収入の推移



## エ 事業所における工賃向上に当たっての課題

各対象事業所が工賃向上に当たっての課題と捉えている事項は、「利用者特性」が最も多く、「販売活動の欠如」、「経験者や専門知識をもつ職員の不在」が続きます。

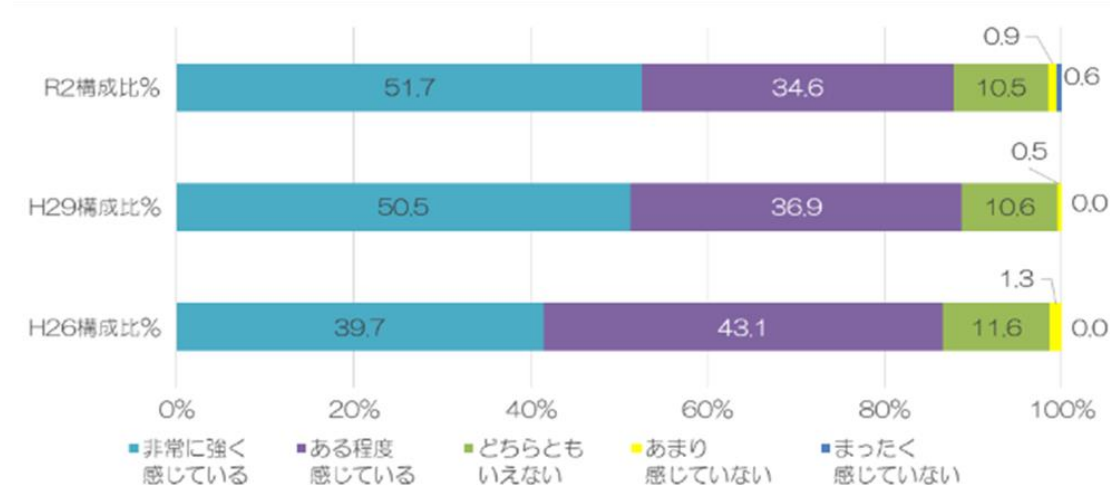
前回調査と比較すると、「立地条件（地域の市場性など）」を除いたすべての項目が増加しています。

〈生産活動の実施上の課題〉【複数回答】	(前回調査比)
・利用者特性	40.9% (+ 10.1ポイント)
・販売活動の欠如	30.4% (+ 12.2ポイント)
・経験者や専門知識をもつ職員の不在	24.6% (+ 10.0ポイント)
・立地条件（地域の市場性など）	19.3% (△ 3.4ポイント)
・商品の品質のレベルが低い	14.0% (+ 3.9ポイント)
・計画性の欠如	13.5% (+ 5.4ポイント)

## オ 工賃向上について

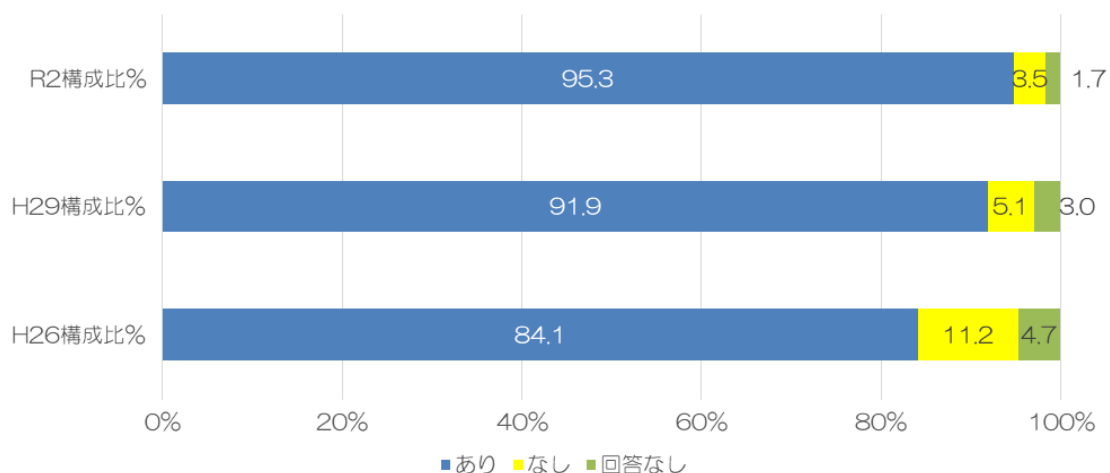
工賃向上の必要性については、「必要性を非常に強く感じている」が51.7% (+1.2ポイント) となり、「必要性をある程度感じている」の34.6% (△2.3ポイント) と合わせると、必要性を感じている事業所は、86.3% (△1.1ポイント) となっています。

図表5 工賃向上の必要性



各対象事業所が作成する工賃向上計画の有無については、指針において、特別な事情がない限り工賃向上計画を作成することとされており、「あり」と回答した事業所が95.3%と、ほとんどの事業所が作成しています。このことから、各対象事業所が工賃向上の必要性や重要性を認識した上で、取組を行っていると考えられます。

図表6 工賃向上計画の有無

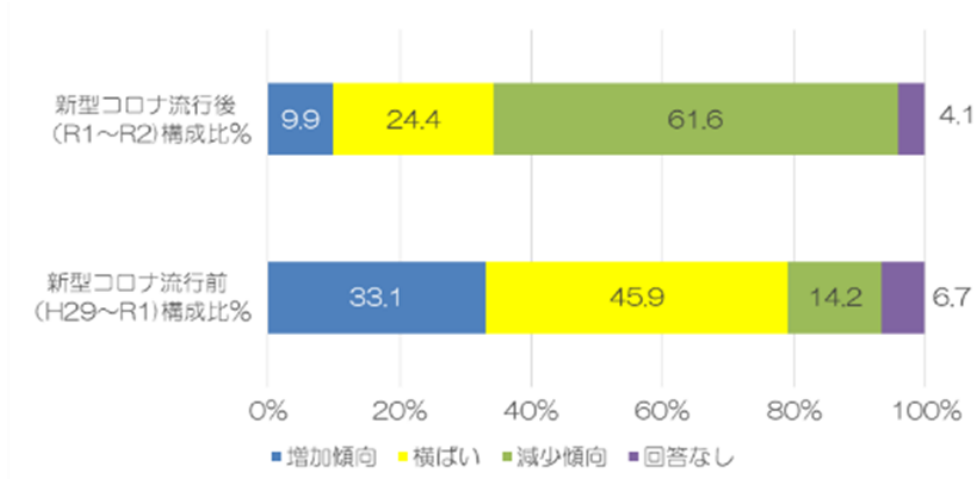


### カ 新型コロナウイルス感染症流行の影響について

新型コロナウイルス感染症流行後の生産活動収入の推移については、減少傾向が61.6% (+47.4ポイント) となっています。

新型コロナウイルス感染症流行の影響としては、受注減、受注先の休業・廃棄・経営不振、イベントの中止等による販売機会の減、店舗の自粛・時短営業、自粛による客数の減などが挙げられました。

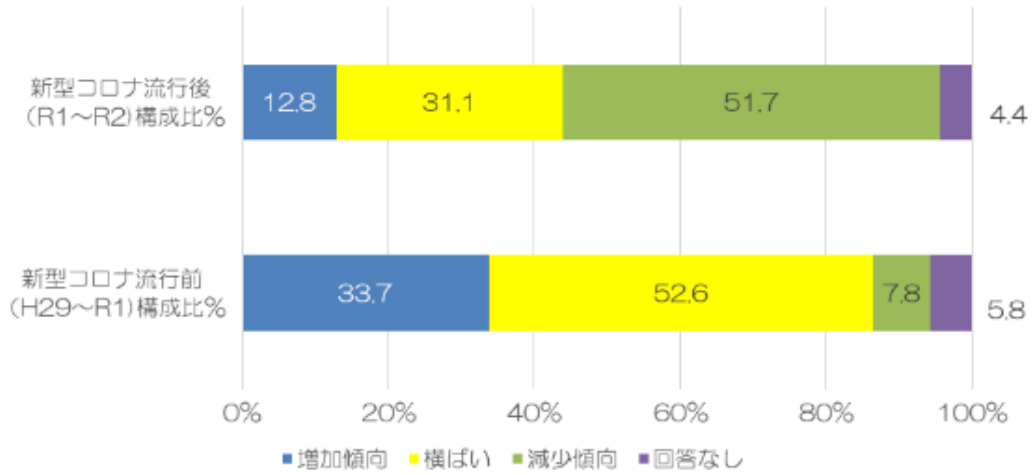
図表7 コロナ禍における生産活動事業収入の推移



新型コロナウイルス感染症流行後の工賃の推移は、減少傾向が51.7% (+43.9ポイント) となっています。

新型コロナウイルス感染症流行の影響としては、受注量の減、販売会・イベントの中止、喫茶店等店舗の休業などの生産活動に関するもののほか、利用者の来所日数・時間数の制限、事業所の一時閉鎖など利用者の通所状況の変化が挙げられました。

図表8 コロナ禍における工賃の推移



また、工賃変動積立金の活用や利用者の減少などにより生産活動収入が減少しても、平均工賃額が横ばい又は増加となった事業所も見られました。

### (3) プラン作成に向けての基本的な視点

アンケート調査により判明した事業所の状況に配慮した上で、次の基本的な視点に立ってプランを作成します。

#### ア 目標工賃の設定について

事業所で支援する利用者数が増えることは、地域におけるサービスの充実として評価すべきですが、工賃向上を考えた場合には、工賃支払対象者数が増えることとなり、生産活動による収入が増加しなければ事業所の平均工賃月額も減少してしまいます。また、利用者の重度化等により、サービスを利用する日数が少ない利用者が増加した場合にも、平均工賃月額は減少してしまいます。

しかし、平均工賃月額が向上していない事業所であっても、利用者の増加等に合わせ、全体の生産活動の売上を伸ばし、平均工賃月額を維持している場合もありますので、このような状況を踏まえて、目標工賃は平均工賃月額のみでなく、平均工賃時間額でも設定します。

#### イ 令和5年度までの具体的な取組について

##### (ア) 販路開拓・拡大による生産活動の充実

自主製品の製作・販売、受託加工等の生産活動の種別に関わらず、生産活動を充実していくには、販路開拓・拡大が必要です。新型コロナウイルス感染症の流行以降、販売会の中止や受注の減少により、安定した生産活動の継続が難しくなる中、販路開拓や拡大のための取組が更に重要となります。生産活動の実施上の課題で、「販売活動の欠如」を挙げた事業所の割合が30.4%ある背景としては、1事業所における職員が少なく、その中で利用者支援を行っているため、販売活動まで手が回らないことが考えられます。また、事業所の職員には、販売活動を主にする営業職がいないことも多く、福祉的な支援と販売活動の両立が難しいことも考えられます。

事業所が地域内の他の事業所と共同で生産活動に取り組むこと等によって、付加価値のある製品の製作や1つの事業所では請けられない大口の受注等が可能となり、販路開拓・拡大に繋がる可能性があることから、地域内の事業所とのネットワーク構築や、県全体の共同化の推進が重要です。

##### (イ) 生産活動に対する経験や専門的な知識の向上

工賃を向上させるためには、まず、利用者が行う作業の確保が必要です。事業所にとって困ることは、利用者が行う作業がないことであり、事業所によっては、利用者の行う作業を安定的に確保するために、安い工賃の受注作業であっても引き受けてしまうことがあります。

そのような中で事業所は、利用者の工賃が低い状況を看過せず、管理者・職員の定期会議や朝礼・夕礼の開催、職員のスキルアップ研修、業務マニュアルの作成など独自に工賃を引き上げる努力を行っていますが、生産活動実施上の課題として、24.6%の事業所が経験者や専門知識をもつ職員の不在を挙げています。

事業所が生産活動の質を向上させていくには、技術力向上のための研修への参加、企業OBの登用、専門家による技術指導の活用のほか、地域の経済団体等に積極的に参加していくことも有効です。

#### **(ウ) 品質管理や納期管理に対する意識の向上**

事業所が民間企業と仕事上のお付き合いをしていく上で、継続した取引には、製品・サービスの品質管理や納期管理が非常に重要になります。一度でも、粗悪品を納品してしまう、若しくは納期を守らないということがあれば、事業所の信用を失ってしまい、継続した取引につながりません。

こうした一般的なビジネスマナーを意識することで、事業所で働く障がい者も労働力として認められることにつながるので、“福祉だから”と妥協することなく、生産活動に取り組んでいく姿勢が大切です。

#### **ウ 多面的な利用者支援の配慮について**

生産活動及びその結果である工賃の支払は、事業所の利用者に対する支援の一面です。

事業所は、利用者の生産活動に関する支援に加えて、日常生活や健康面の支援、社会的な行動に対する支援など、多様な支援を求められます。

工賃向上の取組で大切なことは、事業所での日々の活動の中で支援者と利用者が工賃向上という共通の目標を掲げながら、生き生きと活動することです。そして、生産活動を通して事業所とその利用者が地域社会の色々な場面で繋がっていくことであり、総じて、事業所としての利用者支援を充実させていくことが求められています。



## 4 令和5年度までの目標

### (1) 目標工賃の設定

各対象事業所の状況は、定員規模、サービス開始時期、活動内容、地域性など様々であることや令和2年度は、新型コロナウイルス感染症流行の影響が事業所の生産活動に大きな影響を及ぼしたことを踏まえ、第5期プランにおいては、令和2年度工賃実績（月額14,517円、時間額217円）を基準として、令和2年度を除いた過去3年間（平成29年度から令和元年度まで）のすべての就労継続支援B型事業所における工賃実績（月額及び時間額）の平均伸び率を算出し、その平均伸び率（月額3.4%・時間額4.7%）につき、令和3年度から令和5年度まで毎年度持続して、工賃を向上させることを目指します。

また、目標の設定に当たっては、平均工賃月額は、利用者特性等によるサービス利用実績に影響を受けるため、平均工賃時間額でも目標を設定します。

なお、目標の達成状況については、すべての就労継続支援B型事業所の実績による状況比較で、点検・評価します。



## 神奈川県 の 目標工賃

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月額	15,011円	15,521円	16,049円
時間額	227円	238円	249円

#### (参考) 第4期プランからの目標設定の変更

第4期プランの目標設定は、計画期間（平成27年度から平成29年度）の工賃実績（月額及び時間額）の平均伸び率を算出し、その平均伸び率（月額2.2%・時間額2.0%）により平成30年度から令和2年度まで毎年度持続して、工賃を向上させることとしました。しかしながら、令和2年1月ごろから流行した新型コロナウイルス感染症流行の影響により、令和2年度の平均工賃月額は大きく落ち込みました。特に、令和2年4月の緊急事態宣言発令時は、事業所の休止や開所時間の短縮などの影響も見られました。そのため、第5期プランの目標は、特に新型コロナウイルス感染症流行の影響が大きかったと考えられる令和2年度を除いた過去3年間（平成29年度から令和元年度）の平均伸び率を用いることとしました。

## (2) その他の目標

工賃額は、工賃支払対象者数や生産活動の売上額により変動します。売上が上がっても、それ以上に支援対象者が増加すれば平均工賃月額は下がってしまいます。このように、各対象事業所の様々な取組は工賃だけで評価できるものではありません。そこで、第4期プランに引き続き、工賃とは別に、かながわ工賃アップ推進プランの目的に沿った目標を掲げ、取り組んでいく必要があります。

### ア サービス提供の充実を図りましょう！



#### 〈参考とする指標〉工賃支払対象者数の推移

工賃向上のために、支援対象者を選別することは、福祉サービスとしては本末転倒です。新規のサービス利用希望に応えるとともに、適切な支援を通じて、既存のサービス利用者が今まで以上に、事業所に通えるよう・通いたくなるような取組が大切です。

### イ 生産活動の売上を伸ばしていきましょう！



#### 〈参考とする指標〉工賃支払総額の推移

工賃支払対象者数の影響を受ける平均工賃額とは別に、事業者の努力を適切に評価する必要があります。経営的手法の導入や、事業所間の連携、地域との連携など、その過程を大切にしながら、利用者と一緒に取り組むことが大切です。

### ウ 一般就労への可能性を支援しましょう！



#### 〈参考とする指標〉一般就労への移行者数

工賃向上の取組により、これまで困難とされていた一般就労への可能性が高まる利用者もいます。障がい者が地域で生き生きと「その人らしく暮らす」という目的を忘れずに工賃向上の取組を進めることが大切です。

## 5 令和5年度までの具体的な取組

県では、目標の達成に向けて次の取組を行います。

具体的な取組については、平成24年度から開始した工賃向上支援事業を中心に進めていきます。

### (1) 対象事業所への支援の取組

ア 事業所の工賃向上計画作成支援

イ 共同化の推進

ウ 企業的经营手法の導入

エ 農福連携等の取組

オ コロナ禍における取組の情報提供

### (2) 企業等から対象事業所への発注を促す取組

### (3) 行政から対象事業所への発注を促す取組

### (4) その他工賃向上に関する取組

### (1) 対象事業所への支援の取組

#### ア 事業所の工賃向上計画作成支援

指針において、原則、すべての就労継続支援B型事業所において、工賃向上計画を作成することとされています。

工賃を持続的・継続的に向上させるためには、各対象事業所の主体的な取組が重要であり、全職員、利用者及び関係者が共通の理解のもと、目標工賃を設定し、計画的に進めることが必要です。

特定非営利活動法人神奈川セルフセンターにおいて作成された、工賃向上計画書の参考様式（巻末参照）の活用方法を周知し、事業所への支援を実施します。

#### イ 共同化の推進

複数の事業所が共同して工賃向上に取り組む、共同受注窓口組織による取組を推進します。

全県の事業所を対象とした、神奈川障害者共同受注窓口「はたらき隊かながわ」により、受注機会の拡大を図るとともに、専門家を活用した研修等を実施することにより、製品の質の向上・平準化に取り組めます。

#### ウ 企業的经营手法の導入

工賃向上のためには、生産活動に関して経営的視点を導入することが効果的です。コスト削減や適正価格の設定、販売促進や技術力の強化などにより障がい者の工賃向上に結びつけるため、専門家を活用した研修等を実施することにより、企業的经营手法の導入を促進します。

## エ 農福連携等の取組

工賃向上のためには、既存の生産活動だけではなく、新規分野への参入を検討することも必要です。事業所の農業・林業・水産業分野への参入を支援するため、参入手続や事業所等の事例を紹介するセミナーや相談会の開催、マルシェ（共同販売会）の開催等の農福連携に取り組みます。

## オ コロナ禍における取組の情報提供

新型コロナウイルス感染症の流行により、事業所の生産活動や工賃に大きな影響が生じましたが、生産活動収入が減少しても平均工賃額が横ばい又は増加となった事業所も見られたところであり、こうしたコロナ禍における取組について情報提供を進めます。

### (2) 企業等から対象事業所への発注を促す取組

障害福祉サービス事業所等へ業務を発注した企業への表彰や、神奈川県障害者共同受注窓口「はたらき隊かながわ」の営業活動により、障害福祉サービス事業所への業務発注を促進します。

### (3) 行政から対象事業所への発注を促す取組

平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法に基づき取組を推進してきましたが、平成30年度からは、優先調達を原則的に行う品目を指定する「調達推奨品目制度」を導入し、更なる推進に取り組んでいます。

また、県内の市町村や地方独立行政法人の取組が推進されるよう、障害者優先調達推進法に基づく調達方針の作成状況について、定期的に情報提供を行うなど、働きかけを行います。

### (4) その他工賃向上に関する取組

庁内の関係部局との連携を図り、水道メーターの分解や市町村による福祉と連携した小型家電リサイクルの取組の支援を行うなど、工賃向上に資する取組を推進します。

また、毎年度、工賃向上に関する県内の市町村の取組を集約し、広く周知を図ります。

## 6 進行管理

### (1) 各年度

#### ア 事業所の目標について

新規指定事業所を含むすべての就労継続支援B型事業所は、工賃向上計画を作成し、工賃向上に向けて取組を進めます。また、対象事業所の工賃実績については、県で取りまとめた上で国に報告するとともに、県ホームページ等に掲載し、広く公表します。

#### イ 県の目標について

第5期プランで設定した、県の目標工賃の達成状況については、すべての就労継続支援B型事業所の工賃実績を集計・公表し、その状況比較により点検・評価するとともに、必要に応じて、その結果に基づき見直しを行います。

併せて、その他の目標についても、その指標となる実績数値を公表します。

### (2) 3か年

#### ア かながわ工賃アップ推進検討会

障がい別（知的、身体、精神）の施設関係者、学識者、中小企業診断士で構成する検討会を設置し、事業実施のあり方等を検証しながら、工賃向上計画の進行管理を行います。

#### イ 事業所の状況

対象事業所における生産活動全体の状況を確認するため、最終年度である令和5年度にアンケート調査を行います。

(参考)

### かながわ工賃アップ推進検討会構成員

	氏 名	現 職
学識者	眞保 智子	法政大学現代福祉学部 教授
中小企業 診断士	宮沢 浩之	公益財団法人神奈川産業振興センター 主査
施設関係者	庭野 勉	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 施設部会 社会就労センター協議会 〔 社会福祉法人進和学園 サンメッセしんわ 施設長 〕
	榊原 友二	神奈川県身体障害施設協会 〔 社会福祉法人貴峯 貴峯荘 施設長 〕
	船山 敏一	特定非営利活動法人神奈川県精神障害者 地域生活支援団体連合会 〔 社会福祉法人 藤沢ひまわり 藤沢ひまわり 所長 〕

## 【参考様式】工賃向上計画書

対象事業所で作成する工賃向上計画の様式は任意ですが、特定非営利活動法人神奈川セルフセンターで参考様式を作成しています。

なお、当該参考様式については、県共同受注窓口「はたらき隊かながわ」の専用ホームページに掲載しております。

<URL> <http://www.kyodo-juchu.com/>

作成日： 年 月 日									
<b>年度 工賃向上計画書</b>									
事業所（施設）名					事業種別				
平均工賃の推移	前々年度（ 年度）実績				前年度（ 年度）実績				
	期	上半期	下半期	通期	期	上半期	下半期	通期	
	月額				月額				
	時間額				時間額				
平均工賃の目標	今年度（ 年度）目標				年度以降の目標				
	期	上半期	下半期	通期	期	年		年	
	月額				月額				
	時間額				時間額				
前々年度と比較した前年度の工賃支給状況	支払総額		<input type="checkbox"/> 増加傾向		<input type="checkbox"/> 横ばい傾向		<input type="checkbox"/> 減少傾向		
	延べ工賃支払対象者		<input type="checkbox"/> 増加傾向		<input type="checkbox"/> 横ばい傾向		<input type="checkbox"/> 減少傾向		
	延べ勤務時間数		<input type="checkbox"/> 増加傾向		<input type="checkbox"/> 横ばい傾向		<input type="checkbox"/> 減少傾向		
	平均	月額	<input type="checkbox"/> 増加傾向		<input type="checkbox"/> 横ばい傾向		<input type="checkbox"/> 減少傾向		
	工賃	時間額	<input type="checkbox"/> 増加傾向		<input type="checkbox"/> 横ばい傾向		<input type="checkbox"/> 減少傾向		
前年度の作業種目及び収入実績	作業種目		前年度収入額	割合	傾向				
	受託加工		千円	%					
	自主製造・販売		千円	%					
	仕入・販売		千円	%					
	飲食		千円	%					
	サービス		千円	%					
	他（ ）		千円	%					
合計		千円	100%						
前年度に工賃向上に効果上げた具体的な事項									
工賃向上のためにクリアしなければならない課題事項（複数回答可）	<input type="checkbox"/> 販売品に魅力がない		<input type="checkbox"/> 販売先が限られている		<input type="checkbox"/> 販売品種が少ない		<input type="checkbox"/> 立地条件が悪い		
	<input type="checkbox"/> 受注単価が安い		<input type="checkbox"/> 他事業所とのネットワークがない		<input type="checkbox"/> 多量の注文が受けられない				
	<input type="checkbox"/> 職員の作業負荷増大		<input type="checkbox"/> 職員のコンセンサス		<input type="checkbox"/> 利用者の作業負荷増大		<input type="checkbox"/> 利用者特性		
	<input type="checkbox"/> その他（ ）								
計画している改善策（複数回答可）	<input type="checkbox"/> 品質の向上		<input type="checkbox"/> 販路開拓		<input type="checkbox"/> 新商品開発				
	<input type="checkbox"/> 他事業所とのネットワーク化		<input type="checkbox"/> 作業種目の見直し		<input type="checkbox"/> 内部努力				
	<input type="checkbox"/> 神奈川県工賃向上支援事業への積極的な参加		<input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 職員の意識啓発				
工賃向上のために各年度に取り組む具体的方策	年度：								
	年度：								
	年度：								

ひとつの事業所では、人員、経営面、作業量など限りがあります。

県が行う事業をきっかけにして、個々の事業所が、障がい種別や法人の枠を超え、「限られた力」を結集することで「大きな力」を創り、「地域での事業所のネットワーク」、「同じ作業種のネットワーク」などを創り、工賃アップにつなげていくことが、工賃アップを実現するひとつの道筋と考えています。



神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課  
所在地：〒231-8588 横浜市中区日本大通1  
電話：045-210-4709（直通）  
FAX：045-201-2051